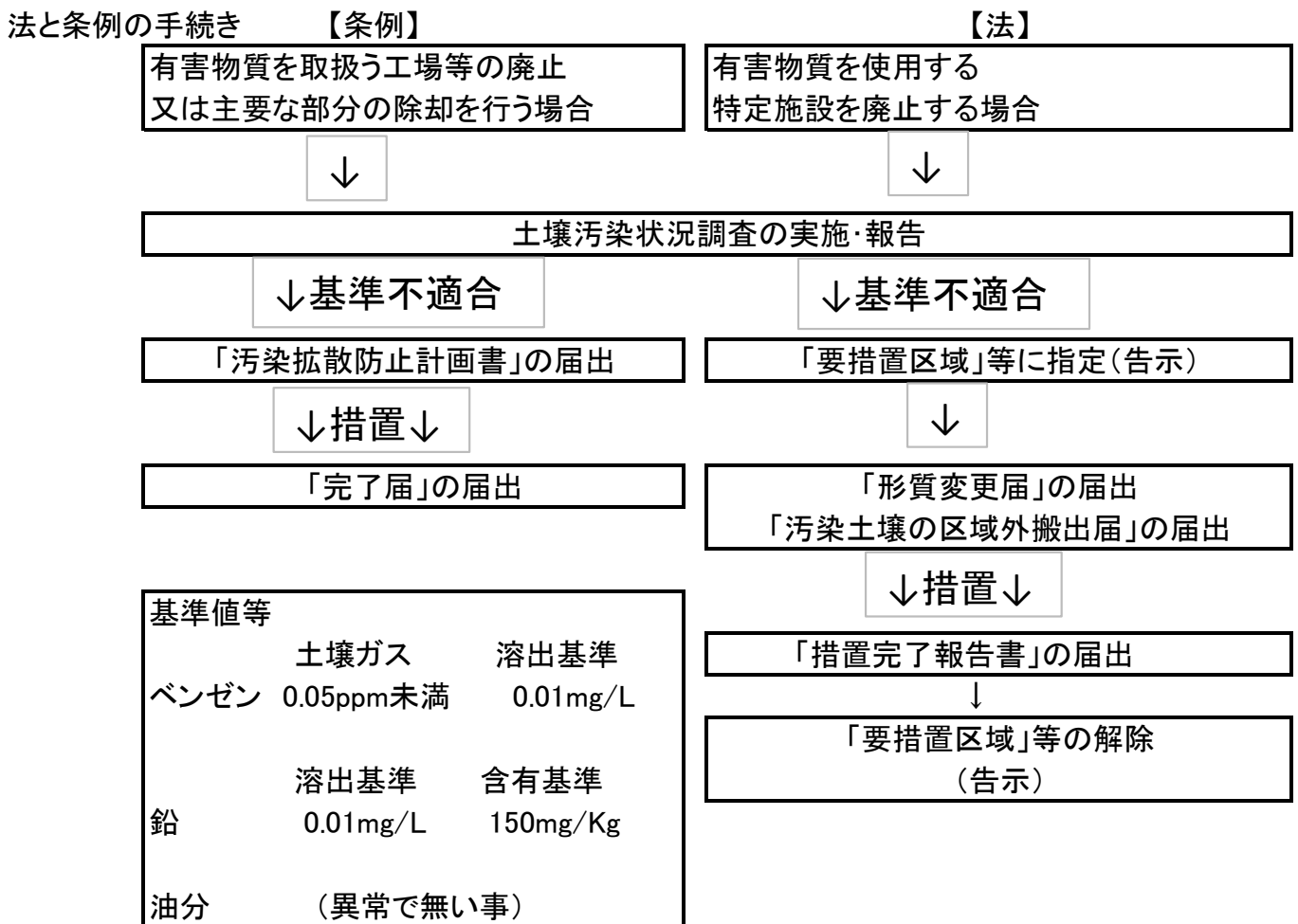


法と条例の相違

(東京都の場合)

対 象	都条例 第116条	法 第3条
	有害物質取扱事業者 ※工場又は指定作業場 事業場における「有害物質」 の使用等	有害物質使用特定施設 ※「水質汚濁防止法」又は「下水道法」 の届出対象施設 特定施設における「特定有害物質」 の使用等
法と条例 で、適用 が異なる	法と条例の両方の対象となるケースが多いが、 法は適用されないが、条例は適用される例がある。	
	例・ガソリンスタンド レディミクストコンクリート工場) 適用	・ガソリンスタンド レディミクストコンクリート工場) 不適用



ガソリンスタンドにおける土壌調査と土壌分析のご案内 (環境確保条例第116条に基づく)

◆ガソリンスタンドの土壌調査

東京都環境確保条例に基づいた

東京都は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称:環境確保条例)」第116条に基づき、ガソリンスタンドの廃止、地下タンク・配管等の除去・更新時に土壌汚染状況調査の実施を規定しています。当社は指定調査機関として行政対応を含め、すべての土壌汚染状況調査に対応いたします。(土壌汚染状況調査は環境大臣が指定する指定調査機関が実施することになります。)

環境確保条例第116条(工場又は指定作業場の廃止又は建物除去時の義務) 有害物質取扱事業者は、工場若しくは指定作業場を廃止し、又は当該工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な部分を除去しようとするときは、廃止又は除去しようとする日の30日前までに、土壌汚染対策指針に基づく規則で定めるところにより、当該工場若しくは指定作業場の敷地内の土壌の汚染状況を調査し、その結果を知事に届出なければならない。

環境確保条例対応

1. 環境確保条例の対応概要

ガソリンスタンドの廃止、地下タンクや地下配管等の撤去・更新を検討

事前に土壌汚染状況調査の実施

廃止又は撤去・更新工事着工の30日前までに調査結果を知事へ届出

2. 調査の詳細内容(調査の流れ)

(1) 単位区画の設定 敷地内を東西、南北に10mメッシュで分割し設定

(2) 調査調査地点の決定

① 第一調査区分区画(汚染の恐れあり)

: 調査必要

・地下タンクや地下配管が存在する単位区画

② 第二調査区分区画(汚染の恐れ小)

: 調査不要

・事務棟や洗車装置が存在する単位区画

・施設が存在しない単位区画

(3) 調査対象物質

ガソリン起因の土壌汚染物質: ①ベンゼン、②鉛
(1986年(ガソリンの鉛添加廃止)以降開業スタンドは鉛調査不要)

(4) 試料採取と測定

① 土壌ガス(ベンゼン)調査

地表から約80~100cmの地中から土壌ガスを採取し、有害物質の測定を行う。

(地中に地下水があり土壌ガスの採取が困難な場合は、地下水を採取)

② 鉛の溶出量と含有量調査

表層(地表から5cm)土壌と深さ5~50cmまでの土壌を採取し、2種類の土壌を均等に混合した試料について、有害物質の測定を行う。

当社対応

- (1) 指定調査機関: 環2015-3-0001
- (2) 計量証明事業: 埼玉県濃度第523号

指定調査機関として環境確保条例に基づき土壌汚染状況調査の計画立案、実施及び結果報告(届出含む)を致します。

計量証明事業所として土壌汚染状況の確認分析(公定法に準拠)及び分析結果の

(1) 土壌汚染状況調査の計画立案及び実施

- ① 測量による単位区画の設定
- ② 設定区画の図面作成

調査対象物質濃度基準値

	土壌ガス	土壌溶出量	土壌含有量
ベンゼン	0.05ppm	0.01mg/L	-----
鉛	-----	0.01mg/L	150mg/Kg

(2) 土壌汚染状況の確認分析

- ① ボーリング等による試料採取
- ② 公定法による有害物質の測定(分析)
- ③ 測定結果による土壌汚染範囲の特定
・汚染範囲の絞込み(採取/測定)

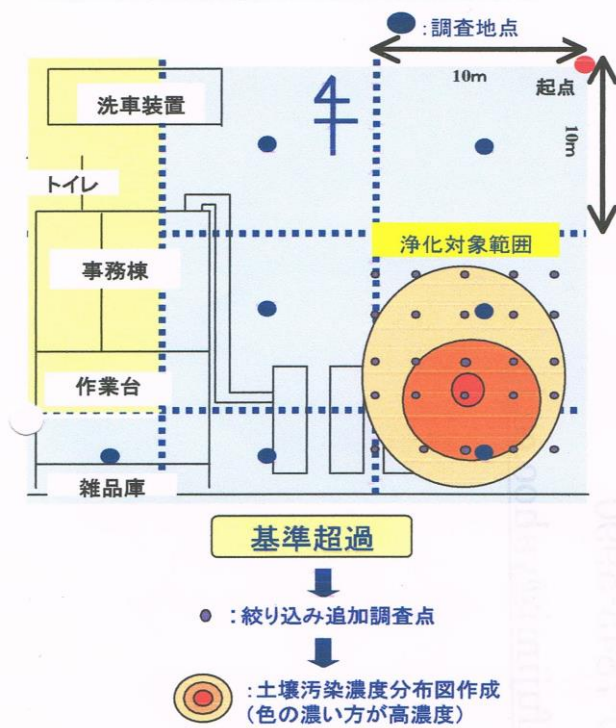
③詳細調査

(最も汚染されている点について実施)
 表層の土壌、5～50cmまでの土壌及び深さ1mから10mまでの1mごとの土壌を採取し、有害物質の測定を行う。
 (深さ1m以深において基準を満たす2深度が続いた場合、以深の分析は、不要。)

(5) 調査結果の届出

廃止又は撤去・更新工事着工する日の30日前までに調査結果を知事へ届出(届出後30日間は廃止又は撤去・更新工事着工は不可)

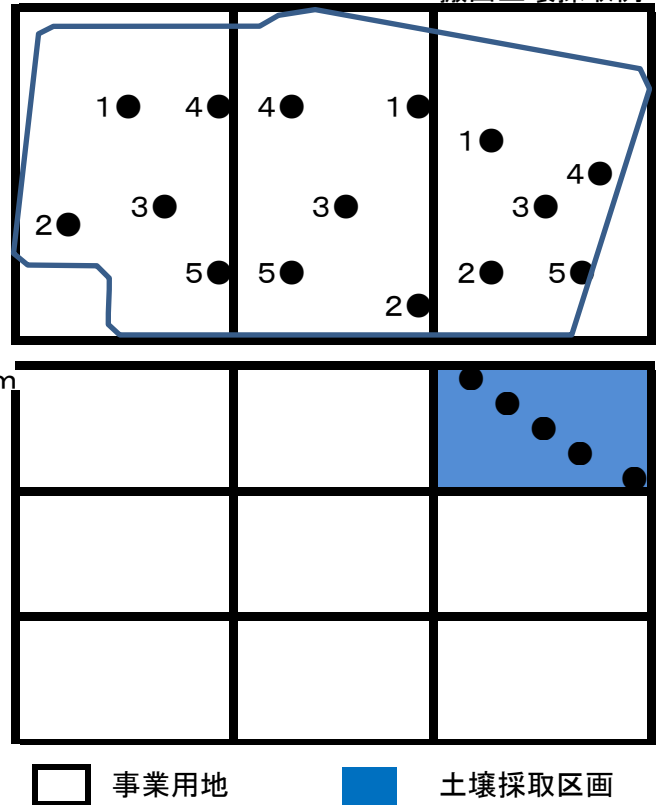
ガソリンスタンド土壌汚染状況調査実施例



(3)調査結果の纏めと報告(届出)

- ①土壌汚染濃度分布図作成
- ②汚染土量の算出

搬出土壌採取例



0m

表層。GL-0.5M。GL-1.0M。GL-1.5M。GL-2.0M。のNO1～NO5の各地点深度から土壌を採取し等量混合
 深度は、GL-4Mの地点をGLゼロM(地表)とし、ゼロ～GL2M(GL-4M～GL-6M)を採取した。

計量証明事業・埼玉県濃度第523号・騒音第18号・振動第9号 作業環境測定機関・埼玉労基局長登録 第11-11号
 指定機関(土壌汚染対策法)申請中 ビル管 水質検査・空気環境測定登録 アスベスト検査 放射性Cs検査
 〒367-0114埼玉県児玉郡美里町中里2番地 山根技研株式会社 Tel 0495-76-2232 Fax 0495-76-1951
 mail:info@yamane-eng.co.jp HP:www.yamane-eng.co.jp 担当者 根岸、高野